

平成 30 年 9 月 26 日
(2018 年)

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力の停止について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力を停止しますので、お知らせいたします。

記

1 対象事業者（事業所を運営する法人）

- (1) 事業者名 特定非営利活動法人 以和貴
- (2) 代表者 理事長 黒田 進
- (3) 所在地 吹田市泉町一丁目 4 番 3 号メゾンドオクノ

2 対象事業所

- (1) 事業所名 以和貴ホーム1
- (2) 事業種別 共同生活援助※

※地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

- (3) 事業所番号 2721600100
- (4) 指定（更新）年月日 平成 24 年 10 月 1 日
- (5) 利用定員 41 名※

※一定の地域の範囲内に所在する複数の共同生活住居を、一つの指定共同生活援助事業所として指定しています。

3 指定の一部の効力の停止内容

指定の一部の効力の停止 6 か月間（6 か月間の新規利用者の受入停止）

4 指定の一部の効力の停止期間

平成 30 年（2018 年）10 月 1 日から平成 31 年（2019 年）3 月 31 日

5 指定の一部の効力の停止理由

- (1) 法第 50 条第 1 項第 3 号（人員配置基準違反）に該当

大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「大阪府条例」という。）第 197 条に違反。

指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、常時勤務し、専らその業務に従事する管理者を置かなければならないが、特定非営利活動法人以和貴が運営する以和貴ホーム1（当時の事業所名称：オリーブハウス1）において常勤の管理者として届出されていた者が、当該法人が運営していた大阪府外の指定共同生活援助事業所の指定申請時において、サービス管理責任者兼生活支援員として常時勤務すると届出されていたとともに、指定を受けていた平成28年12月1日から平成29年7月31日までの期間においても、断続的に当該業務に従事していた。

以和貴ホーム1（当時の事業所名称：オリーブハウス1）において常勤の管理者を配置していたとは認められず、大阪府条例で定められた人員配置基準に違反した。

- (2) 法第50条第1項第10号（障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為）に該当
平成28年12月1日から平成29年7月31日までの期間、特定非営利活動法人以和貴が運営していた大阪府外の指定共同生活援助事業所において、断続的にサービス管理責任者兼生活支援員として従事していたにもかかわらず、当該期間中に係る法第46条第1項の規定に基づく指定の変更の届出においては、以和貴ホーム1（当時の事業所名称：オリーブハウス1）に常勤の管理者を配置しているとして本市に届出を行った。

本市に対して実態と異なる管理者の配置状況の届出を行ったことは、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為に該当する。

【お問い合わせ先】

吹田市福祉部福祉指導監査室

障がい事業者担当

電話番号：06-6155-8743（直通）

ファックス：06-6317-5356